

TMI 総合法律事務所

中国最新法令情報

- 2026 年 9 月号 -

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。

— 目 次 —

I. 最新法令情報（2026 年 8 月中旬～2026 年 9 月中旬）

- 最高人民法院による著作権民事紛争事件の審理における法律適用の若干の問題についての解釈（改正）
- 法に基づき人工知能関連紛争事件を審理することに関する意見

II. 今月の中国関連ブログ記事

- 中国の人型ロボットの衝撃とフィジカル AI 時代の知財

III. 中国法務の現場より

- 上海、病欠期間中の給与支給制度に変化

IV. バックナンバー

- ◆ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、個別の案件に適用可能な具体的な法的アドバイスを含むものではありません。
- ◆ ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、本ニュースレター末尾記載の連絡先までご連絡をいただきますようお願い致します。

I. 最新法令情報（2026 年 8 月中旬～2026 年 9 月中旬）

◆ 最高人民法院による著作権民事紛争事件の審理における法律適用の若干の問題 についての解釈（改正）¹

最高人民法院 2026 年 8 月 20 日公布 2026 年 9 月 1 日施行

1. はじめに

2026 年 8 月 20 日、最高人民法院は改正後の「著作権民事紛争事件の審理における法律適用の若干の問題についての解釈」（以下「**本解釈**」という。）を公布した²。本解釈は、2002 年 10 月 12 日に通過され、2001 年に初改正された「著作権法」に対応するために制定された。2020 年 12 月 23 日、「民法典」の施行に対応するため、1 回目の改正が通過され、主に前文の法的根拠の調整及び「民法典」条文への引用の改変が行われたほか、一部条文についても適合化修正がなされた。今回は 2 回目の改正にあたり、直接的な目的は 2020 年改正の「著作権法」を正しく適用することにある。改正後の本解釈は 2026 年 9 月 1 日より施行される。

改正後の本解釈は、計 28 条からなり、著作権に関する司法実務における著作物の公表の認定、フェアユースの境界、新聞・雑誌転載に係る法定許諾の範囲などの重点かつ難点となる問題について、法律適用基準をさらに詳細化・整備し、また、民法典、2020 年改正の著作権法及び関連する司法解釈に基づき、一部の条文の内容、文言表記、条文番号などについても適合的な修正を行っている。

以下、比較表の形式にてその主な改正点を紹介する。

2. 要点

修正事項	改正前（2020 年改正）	改正後（2026 年改正）	改正の要点
受理範囲 （旧第 1 条 → 第 1 条）	人民法院は、次に掲げる著作権民事紛争事件を受理する： （一）著作権及び（及）著作権に関する権利の帰属、侵害、契約に関する紛争事件； （二）訴えの提起前に著作権又は著作権に関する権利の侵害行為の停止を求める申請、及び訴えの提起前の財産保全・証拠保全の申請をする事件； （三）その他の著作権、著作権に関する権利に関する紛争事件。	人民法院は、次に掲げる著作権民事紛争事件を受理する： （一）著作権及び（和）著作権に関する権利の帰属、侵害、契約に関する紛争事件。 このうち、侵害に係る紛争には、著作権及び著作権に関する権利について侵害がないことの確認を求める紛争事件を含む； （二）訴えの提起前に著作権及び（和）著作権に関する権利の侵害行為の停止を求める申請をする事件、訴えの提起前の財産保全・証拠保全の申請をする事件； （三）訴えの提起前又は訴訟係属中に著作権及び著作権に	- 著作権及び著作権に関する権利について侵害がないことの確認の訴えが侵害に係る紛争に含まれることを明文化； - 訴えの提起前又は訴訟係属中に侵害行為の停止を申請したことによって生じる損害責任紛争（行為保全の誤りによる賠償の訴え）を新設； 「及」を「和」に改め、著作権法の表現と統一。

¹ 「最高人民法院关于审理著作权民事纠纷案件适用法律若干问题的解释」

² <https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/509271.html>

修正事項	改正前(2020年改正)	改正後(2026年改正)	改正の要点
		関する権利の侵害行為の停止を求める申請によって生じた損害責任紛争事件； (四) その他の著作権及び(和)著作権に関する権利に関する紛争事件。	
級別管轄 (旧第2条)	著作権民事紛争事件は、中級以上の人民法院が管轄する。各高等人民法院は、その管轄区域の実情に応じ、最高人民法院の承認を求めて、若干の基層人民法院に第一審著作権民事紛争事件を管轄させることができる。	—	【条項全体を削除】 第一審知的財産権民事事件の級別管轄は、既に「最高人民法院の第一審知的財産権民事・行政事件の管轄に関する若干の規定³」等により統一的に規定されているため、司法解釈では重複して規定しない。
主管部門 (旧第3条→第2条)	著作権行政管理部門が取り締まった著作権侵害行為について、当事者が人民法院に訴えを提起して当該行為者の民事責任を追及する場合、人民法院は受理すべきである。人民法院が著作権行政管理部門の処理を経た著作権侵害行為に係る民事紛争事件を審理する場合、事件の事実について全面的に審査しなければならない。	著作権主管部門が取り締まった著作権侵害行為について、当事者が人民法院に訴えを提起して当該行為者の民事責任を追及する場合、人民法院は受理すべきである。人民法院が著作権主管部門の処理を経た著作権侵害行為に係る民事紛争事件を審理する場合、事件の事実について全面的に審査しなければならない。	「著作権行政管理部門」を「著作権主管部門」に改め、2020年改正の著作権法の表現と一致させた。
著作権の証拠形式及び署名による推定規則 (旧第7条→第6条)	当事者が提供する著作権に関わる草稿、原本、適法な出版物、著作権登録証書、 認証機関が発行した証明 、権利を取得した契約等は、証拠とすることができる。著作物又は製品に署名した自然人、法人又は非法人組織は、著作権及び著作権に関する権利の権利者とみなす。ただし、反証がある場合を除く。	当事者が提供する著作権に関わる草稿、原本、適法な出版物、著作権登録証書、 認証機関又は鑑定機関が発行した証明 、権利を取得した契約等は、証拠とすることができる。	「認証」の後に「又は鑑定」を加え、鑑定機関が発行した証明を権利帰属の証拠として認める。 - 第7条第2項の署名推定規則を削除。 2020年改正の著作権法第12条第1項に既に規定されており、司法解釈では重複しない。
「公表」の認定 (旧第9条→第8条)	著作権法第10条第1項第1号に規定する「公表」とは、 著作権者自らが又は著作権者の許諾を得て 著作物を不特定の者に公開することをいい、公衆が知ることを構成要件としない。	著作権法第10条第1項第1号に規定する「公表」とは、著作物を不特定の者に公開することをいい、公衆が知ることを構成要件としない。	「著作権者自らが又は著作権者の許諾を得て」との限定を削除：他人の侵害行為によって著作物が公開された場合も「公表」に当たる；

³ 「最高人民法院关于第一审知识产权民事、行政案件管辖的若干规定」

修正事項	改正前(2020年改正)	改正後(2026年改正)	改正の要点
			法条番号の表現を標準化。
単なる事実の情報 (旧第16条→第14条)	マスメディアを通じて伝達される単なる事実の情報は、著作権法第5条第1項第2号に規定する時事の報道に該当する。 他人が取材・編集した時事の報道を伝達して報道する場合、出所を明示しなければならない。	他人が取材・編集した単なる事実の情報を伝達して報道する場合、出所を明示しなければならない。	「単なる事実の情報は時事の報道に該当する」との定義規定を削除； - 用語を単なる事実の情報に統一（著作権法第5条第1項第2号は既に「時事の報道」を「単なる事実の情報」に改めている）。
新聞・雑誌の転載に係る法定許諾の範囲 (旧第17条→第17条)	著作権法第33条第2項に規定する転載とは、新聞・雑誌が他の新聞・雑誌に既に公表された著作物を掲載する行為をいう。 転載に際し、転載された著作物の著作者及び最初に掲載した新聞・雑誌の出所を明示しない場合、影響の除去、謝罪等の民事責任を負わなければならない。	著作権法第35条第2項に規定する転載とは、新聞・雑誌の主管部門の認可を受けて出版された紙媒体の新聞・雑誌並びにその内容及び紙面の体裁と一致するデジタル版が、他の新聞・雑誌に既に公表された著作物を掲載する行為をいう。 転載に際し、転載された著作物の著作者及び最初に掲載した新聞・雑誌の出所を明示しない場合、影響の除去、謝罪等の民事責任を負わなければならない。 新聞・雑誌とインターネット情報サービス提供者との間の相互転載、及びインターネット情報サービス提供者相互間の既に公表された著作物の転載には、前項の規定を適用せず、著作権者の許諾を得て報酬を支払わなければならない。	「新聞・雑誌」を、紙媒体版及びその内容・紙面体裁と一致するデジタル版であると明確化し、デジタル伝播に対応； - 新聞・雑誌とインターネット情報サービス提供者との間、及びインターネット情報サービス提供者相互間の転載について法定許諾を適用せず、許諾及び報酬の支払いを要することを明示； - 法条番号を更新。
公共の場にある芸術作品の合理的利用 (旧第18条→第16条)	著作権法第22条第1項第10号に規定する室外の公共の場にある芸術作品とは、室外の社会公衆の活動の場に設置又は陳列された彫刻、絵画、書道等の芸術作品をいう。 前項に規定する芸術作品を模写、絵画、写真撮影、録画した者は、その成果を合理的な方法及び範囲で再度利用することができ、権利侵害を構成しない。	著作権法第24条第1項第10号に規定する公共の場にある芸術作品とは、社会公衆の活動の場に設置又は陳列された彫刻、絵画、書道等の芸術作品をいう。 前項に規定する芸術作品を模写、絵画、写真撮影、録画した者は、法に従いその成果を合理的な方法及び範囲で再度利用することができる。ただし、著作権者の許諾を得ずに同一の方法で設置、陳列又は	「室外」との限定を削除し、著作権法第24条第1項第10号と一致させ、範囲を屋内の公共の場（美術館、展覧館等）に拡大； 「権利侵害を構成しない」をただし書による制限に改める：同一の方法で設置、陳列又は公然と伝播することができないものとし、展示権者の利益との均衡を図る。

修正事項	改正前(2020年改正)	改正後(2026年改正)	改正の要点
		公然と伝播することはできない。	法条番号を更新。
出版者・製作者の適法な許諾に係る挙証責任(旧第19条)	出版者及び製作者は、その出版又は製作について適法な許諾があることにつき挙証責任を負い、発行者及び貸与者は、その発行又は貸与する複製物につき適法な出所があることにつき挙証責任を負う。挙証できない場合、著作権法第47条、第48条の対応する規定に基づき法律責任を負う。	—	【条項全体を削除】 著作権法第59条第1項が既に適法な許諾・適法な出所の挙証責任及び免責規則を規定しているため、司法解釈では重複しない。
出版者の責任形態(旧第20条→第18条)	出版物が他人の著作権を侵害した場合、出版者はその過失、侵害の程度及び損害の結果等に応じ、 損害賠償の責任を負う 。 出版者が、その出版行為の許諾、原稿の出所及び署名、編集した出版物の内容等について合理的な注意義務を尽くさなかった場合、著作権法第49条の規定に基づき、 損害賠償の責任を負う 。	出版物が他人の著作権を侵害した場合、出版者はその過失、侵害の程度及び損害の結果等に応じ、 民事責任を負う 。 出版者……合理的な注意義務を尽くさなかった場合、著作権法第52条の規定に基づき、 民事責任を負う 。	- 責任形態を「損害賠償」から「民事責任」(侵害の停止、影響の除去、謝罪等を含み得る)に拡張； - 法条番号を更新。
法定賠償の適用条件及び酌定要素(旧第25条→第23条)	権利者の実際の損害又は侵害者の違法所得が 確定できない 場合、人民法院は当事者の請求又は職権により、著作権法第49条第2項の規定を適用して賠償額を確定する。 人民法院は賠償額を確定するにあたり、著作物の種類、 合理的な使用料 、侵害行為の性質、結果等の事情を考慮して総合的に確定しなければならない。	権利者の実際の損害又は侵害者の違法所得、 合理的な権利使用料を計算することが困難である 場合、人民法院……著作権法第54条第2項の規定を適用して賠償額を確定する。 人民法院は賠償額を確定するにあたり、著作物の種類、 被訴侵害者の過失の程度 、侵害行為の性質及び結果等の事情を考慮して総合的に確定しなければならない。	「確定できない」との厳格な前提を削除し、「計算することが困難」に改め、合理的な権利使用料を前置的な計算基準に組み入れ、著作権法第54条の賠償順位と接続； - 酌定要素から「合理的な使用料」を削除し、「被訴侵害者の過失の程度」を新設。
合理的費用の範囲(旧第26条→第24条)	著作権法第49条第1項に規定する侵害行為を制止するために支払った合理的費用には、権利者又は委託代理人が侵害行為について調査、証拠収集をする合理的費用を含む。	著作権法第54条第3項に規定する侵害行為を制止するために支払った合理的費用には、権利者又は委託代理人が侵害行為について調査、証拠収集を行う等の合理的費用を含む。	「調査、証拠収集」の後に「等」を加え、合理的費用を調査、証拠収集の2類型に限定しない； - 法条番号を更新。
消滅時効(旧第27条→第25条)	著作権侵害の 消滅時効 は3年とし、著作権者が権利の侵害及び義務者を知り又は知るべき時から起算する……	著作権侵害の 消滅時効期間 は3年とし、著作権者が権利の侵害及び義務者を知り又は知るべき時から起算する……	「消滅時効」を「消滅時効期間」に改め、民法典第188条の表現と一致させた。

修正事項	改正前(2020年改正)	改正後(2026年改正)	改正の要点
法律適用の 時間的効力 (旧第29 条→第27 条)	本解釈に別段の定めがある場合を除き、人民法院が受理する著作権民事紛争事件について、著作権法の改正前に生じた民事行為に関しては改正前の著作権法の規定を適用し；著作権法の改正以後に生じた民事行為に関しては改正後の著作権法の規定を適用し；著作権法の改正前に生じ、改正後まで継続した民事行為に関しては改正後の著作権法の規定を適用する。	人民法院が受理する著作権民事紛争事件について、著作権法の改正以後に生じた法律事実に関しては改正後の著作権法の規定を適用し；著作権法の改正前に生じた法律事実に関しては改正前の著作権法の規定を適用する。ただし、法律又は司法解釈に別段の定めがある場合を除く；著作権法の改正前に生じ、改正後まで継続した法律事実に関しては改正後の著作権法の規定を適用する。ただし、法律又は司法解釈に別段の定めがある場合を除く。	「本解釈に別段の定めがある場合を除き」を削除； - 表現順序を調整（現行法を先に、旧法を後に）； 「民事行為」を「法律事実」に改め、民法典の時間的効力に関する規定と接続； 「ただし、法律又は司法解釈に別段の定めがある場合を除く」とのただし書を追加。

（注：太字部分は改正による追加、削除又は実質的変更がある箇所である。）

◆ 法に基づき人工知能関連紛争事件を審理することに関する意見⁴

最高人民法院 2026年9月7日公布 同日施行

1. はじめに

現在、人工知能技術は急速に進化を重ね、新たな科学技術革命と産業変革をけん引する重要な原動力となっており、人類の生産・生活様式を深く変革し、世界の産業構造を再構築している。それと同時に、人工知能技術がもたらすリスクと課題も顕在化しつつある。こうした状況のもと、2026年9月7日、最高人民法院は「人工知能関連紛争事件を法に基づき審理することに関する意見」（以下「本意見」という。）を正式に公布した。

本意見は最高裁判機関が出した初の人工知能関連の司法裁判ルール文書であり、人工知能関連紛争事件における法律適用と裁判基準の統一、国民の権益保障の強化、人工知能産業の健全かつ秩序ある発展の促進にとって、重要な現実的意義を有する。

本意見は全5部分24条からなり、全体的な要求、人工知能関連権利侵害事件、人工知能関連知的財産紛争、審理手続ルールと刑事的処罰、人工知能関連紛争事件の審理と業務メカニズムの五つの部分で構成され、民事権益、知的財産、消費者保護、製造物責任、刑事的処罰、多元的紛争解決など複数のガバナンス次元をカバーしている。なお、本意見は認識が統一されていない問題について余地を残しており、人工知能生成コンテンツの著作権保護適格性、並びに許可を得ずに他人の著作物を大規模モデルの学習に利用する行為の法的性質については、当面規定しないことを明確にしている。

以下では、その主な内容を紹介する。

⁴ 「关于依法审理涉人工智能纠纷案件的意见」

2. 要点

(1) 総体的要求

本意見の第 1 部分は、人工知能関連紛争事件の審理における指導思想及び基本原則を明確にし、かかる事件の裁判に根本的な指針を与えている。指導思想としては、発展と安全の双方を重視し、革新の促進と法に基づくガバナンスとを結び付け、人工知能関連紛争事件を法に基づき公正に審理し、人工知能技術の応用における安全性、信頼性、制御可能性、公平性の向上を促進し、中国式現代化による強国建設・民族復興の偉大な事業を全面的に推進するため、有力な司法サービスと保障を提供する⁵。そして「人間本位を堅持し、イノベーションによる発展を支援し、安全の底線を固める」という三つの基本原則を掲げている⁶。

(2) 人工知能関連の権利侵害事件

ア 帰責原則

法律が無過失責任又は過失推定責任の適用を明確に定めていない場合には、「民法典」第 1165 条第 1 項に定める過失責任原則に従って権利侵害責任を認定すべきである。過失及びその程度を判断するに際しては、人工知能の応用の具体的場面、自律化の程度、技術及び情報の透明性、潜在的なリスク及びその影響範囲、開発者・提供者等が人工知能による権利侵害の予防及び軽減のために講じた措置並びに技術上の可能性、利用者の損害に対する予見能力及び制御能力等の要素を総合的に考慮する⁷。

イ 人格的権益の保護

「AI による顔の差替え・音声の模倣」「AI による故人の復活」等の行為を規制し、自然人本人の同意なく、人工知能を利用してその氏名、肖像等処理し、当該自然人を識別し得る仮想デジタル形象を生成して使用又は公開する場合には、氏名権及び肖像権の侵害を構成する。同意なく自然人の音声学習データを学習データとして使用し、その音色、抑揚、発音風格等を模倣して当該自然人を識別し得る合成音声を生成する場合には、音声の権益の侵害を構成する。仮想形象又は合成音声を操作して不当な行為を行い、若しくは虚偽の言論を発信して他人の社会的評価を低下させる場合には、名誉権の侵害を構成する。故人の仮想デジタル形象を無断で作成又は使用して故人の人格的利益を侵害する場合には、近親者は行為者に対し民事責任を請求することができる⁸。また、人工知能を利用した「ネット上での個人情報晒し⁹」「人肉検索」等、自然人のプライバシー権を侵害する行為を法に基づき規制する¹⁰。

ウ 学習データ中の個人情報

人工知能モデルの学習のために、合理的な範囲内で、個人が自ら公開した個人情報又はその他の既に適法に公開された個人情報を処理し、かつ個人が明確に拒否していない場合には、原則として個人情報の権益を侵害する行為とは認定しない。個人の権益に重大な影響を及ぼす場合には、法令に従い個人の同意を取得すべきである¹¹。

エ 生成的人工知能のサービス提供者の責任

自動生成されたコンテンツが他人の名誉権、プライバシー権等人格的権益を侵害し、権利者から

⁵ 本意見第 1 条

⁶ 本意見第 2 条

⁷ 本意見第 3 条

⁸ 本意見第 4 条

⁹ 中国語は「网络开盒」という。

¹⁰ 本意見第 5 条

¹¹ 本意見第 6 条

の通知を受けた後、サービス提供者が権利侵害コンテンツの生成停止等の必要な措置を遅滞なく講じない場合には、法に基づき権利侵害責任を負う。ネットユーザーが権利侵害を促すプロンプトの入力等の方法により、悪意をもって生成的人工知能に権利侵害コンテンツを生成させ、他人に損害を生じさせた場合には、当該ネットユーザーが法に基づき権利侵害責任を負い、権利者は当該ユーザー及びサービス提供者に対し民事責任を請求することができる¹²。

オ 製造物責任

製品品質法の「製品」の定義に基づき、有体物を媒体とする人工知能製品に製造物責任を適用する。人工知能製品に不合理な危険が存在するか否かを認定するに際しては、製品の性質及び用途、自律的学習能力、アップデートの状況、利用者によるシステムの制御の程度、並びに国家標準・業界標準への適合の有無等の要素を総合的に考慮するとともに、生産者及び販売者が適用場面、固有の限界及び予見可能なリスクについて真実の説明と明確な警告を行ったか否かを重点的に審査する¹³。

カ 消費者の権益の保護

「ビッグデータによる差別的価格設定¹⁴」を規制する。事業者が同一の商品又はサービスについて、アルゴリズムを利用して取引価格等の取引条件において不合理な差別的取扱いを行い、損害を生じさせた場合には、法に基づき権利侵害責任を負う。人工知能を利用して「有名人のなりすましによる商品販売」を行い、詐欺を構成する場合には、消費者は懲罰的損害賠償を請求することができる¹⁵。

キ 自動運転車及び運転補助機能を備えた車両に係る交通事故責任

自動運転車及び運転補助機能を備えた車両が道路を走行し、交通事故により損害が発生した場合、民法典及び道路交通安全法の関連規定に従い賠償責任を負う。車両に製造物の欠陥が存在することにより損害が生じた場合には、生産者又は販売者に対し責任を請求することができる。車両の欠陥と運転者の過失行為とが結合して同一の損害を生じさせた場合には、運転者並びに生産者又は販売者に対し同時に賠償を請求することができる。生産者及び販売者が自動運転車及び運転支援車の自動化レベル、知能の程度、性能、用途等について虚偽又は誤解を招く宣伝を行い、消費者の適法な権益を損なった場合には、法に基づき民事責任を負う。必要がある場合には、裁判所はデータ管理主体に対し、必要な範囲内で真実かつ完全な自動運転・運転支援のイベント記録を提供するよう求めることができる¹⁶。

(3) 人工知能関連の知的財産権紛争

ア 知的財産権の侵害

人工知能の生成コンテンツが他人の著作権を侵害する場合には、サービスの類型、業界の特性、学習データの出所、各当事者の関与度、講じた必要な措置及び利益獲得の状況等の要素を総合的に考慮し、開発者、提供者、利用者の責任を合理的に認定する。開発者が非侵害の抗弁を主張する場合には、学習データの出所、学習過程の記録、モデルの運用態様及び科学的理論的根拠等を提供して疎明すべきである¹⁷。

¹² 本意見第7条

¹³ 本意見第9条

¹⁴ 中国語は「大数据杀熟」という。

¹⁵ 本意見第10条

¹⁶ 本意見第11条

¹⁷ 本意見第12条

イ オープンソースソフトウェアの関係者の責任

オープンソースソフトウェアに関する事件を審理するに際しては、オープンソースライセンス契約の類型、権利制限の具体的内容、安全・コンプライアンス措置及び情報開示の程度等の要素を総合的に考慮し、オープンソースソフトウェアの開発者及び提供者に相応の責任免除を与える

¹⁸。

ウ 特許の付与及び権利確定

人工知能関連の発明創造が自然法則に従う技術的手段を採用し、技術的課題を解決して自然法則に適合する技術的效果を実現した場合には、法に基づき特許法により保護される客体と認定する（法律若しくは公序良俗に違反し、社会公共利益を損ない、又は自然人に実質的な寄与がない場合を除く）。自然人が発明創造の実質的特徴に対して創造的な寄与を行った場合には、当該自然人を発明者と認定すべきである。明細書が、当該技術分野の通常の知識を有する者が当該発明を実施できる程度に達している場合には、開示が十分であるという付与条件を満たすと認定する

¹⁹。

エ 技術契約の債務不履行責任

人工知能関連の技術開発、譲渡、許諾、コンサルティング、サービスに係る契約紛争を審理するに際しては、契約の定めに従い、人工知能技術の研究開発の特性、技術開発者が合理的な努力を尽くしたか否か等の事情を十分に考慮し、法に基づき債務不履行責任を認定する²⁰。

オ データの利用行為

人工知能の開発者が適法な方法により取得し享有するデータの権益を保護する。編集著作物等を構成するものは「著作権法」により保護し、営業秘密を構成するものは「不正競争防止法」により保護する。被疑侵害行為が「不正競争防止法」第13条の規定に違反する場合には、法に基づき責任を負う。事業者がデータ及びアルゴリズム等の技術的手段を利用してカルテル（独占的合意）を達成し、又は市場支配的地位の濫用等の行為を行った場合には、法に基づき相応の責任を負う²¹。

（4）審理手続の規則と刑事制裁

ア 事実の解明

人民法院は、法に基づき訴訟上の指導及び釈明を強化する。当事者が客観的な事由により自ら証拠を収集できない場合には、裁判所に調査収集を申請することができ、必要がある場合には裁判所が職権により証拠を調査収集することができる。重要な技術の固定のために証拠保全を申請する場合には、遅滞なく法に基づき審査する。文書証拠等の証拠を管理する当事者が正当な理由なく提出を拒否した場合には、相手方当事者の主張を認めることができる。技術原理及び運用メカニズム等の専門的問題については、人民陪审员、鑑定人、専門家補助人及び技術調査官の役割を十分に発揮させる²²。

イ 証拠審査の規則

電子データの生成、収集、保存及び伝送の過程における真実性及び完全性を重点的に審査する。ビッグデータ分析報告については、その原データの出所、クリーニング規則及び分析方法の科学

¹⁸ 本意見第13条

¹⁹ 本意見第14条

²⁰ 本意見第15条

²¹ 本意見第16条

²² 本意見第17条

性を重点的に審査し、ブロックチェーンによる証拠保全については、チェーン上に記録される前のデータの真実性及び技術プラットフォームの信頼性等を重点的に審査する。当事者が人工知能の生成コンテンツを権利侵害の証拠として用いる場合には、プロンプトの設計及びその生成結果への影響、生成コンテンツと権利主張に係る著作物との類似の程度、反復テストの一致性、並びにモデルの学習、アルゴリズムの設計、生成コンテンツのフィルタリング機構等の要素を総合的に考慮して認定する²³。

ウ 司法秩序の妨害の規制

人工知能を利用して人為的な介入又は誤導により虚偽の証拠を取得し、民事事件の基本的事実を捏造して虚偽訴訟を行う場合には、法に基づき訴訟上の請求を棄却し、かつ情状の軽重に応じて過料又は拘留に処し、犯罪を構成する場合には刑事責任を追及する。証拠を偽造して人民法院の審理を妨げた場合には、「民事訴訟法」第114条の規定に従い処理する。訴訟文書、判例検索報告等の資料を提出するに際し、これが人工知能により生成されたものである場合には、真摯に確認し、説明を行うとともに、法に基づき関連内容の真実性及び正確性について責任を負うべきである²⁴。

エ 刑事制裁

人工知能を利用して詐欺、侮辱、名誉毀損、信用及び商品名声の毀損、個人情報侵害、電算機情報システムデータの不正取得、わいせつ物の作成・販売・頒布等の行為を行い、犯罪を構成する場合には、法に基づき刑事責任を追及する。行為者が運転支援機能を起動した後、無断で取り付けた部品を利用して運転支援システムの監視を回避し、道路交通事故を引き起こし、犯罪を構成する場合には、法に基づき刑事責任を追及する²⁵。

(5) 人工知能関連紛争事件の審理と作業メカニズム

ア 多元的紛争解決

人工知能業界の主管部門、業界団体及び専門的な調停機関、専門家・学者等との連動・協同の仕組みの構築を推進し、先行調停を実効的なものとし、法廷の公開、事例による法の解説等を通じて権利義務を明確にし、行為の境界を画定して、紛争の源頭における予防及び迅速な解決を促進する²⁶。

イ 審判監督

管轄の引き上げの適用を積極的かつ規範的に行い、重大な利益に関わるもの、難解かつ複雑な新類型、規則の確立に意義を有するもの、法律適用の統一を要するもの等の人工知能関連紛争事件については、上級人民法院が管轄を引き上げて審理する。人民法院の判例データベースを十分に活用し、判例指導を強化する²⁷。

ウ 部門間の連携・協同

国家インターネット情報部門、公安、検察及び市場監督管理等の部門との連携・協同を強化し、長期的な総合ガバナンスの仕組みを構築・実施し、業界の自主規律、行政監督、司法保障からなる全チェーンの保護の合力を形成するよう推進する²⁸。

²³ 本意見第18条

²⁴ 本意見第19条

²⁵ 本意見第20条

²⁶ 本意見第21条

²⁷ 本意見第22条

²⁸ 本意見第23条

エ 国際的な司法交流・協力

人工知能関連及びデータ越境の紛争事件を適切に審理し、人工知能分野における涉外審判の交流・協力を推進し、規則の接合及び相互参照を強化し、より公平かつ合理的で包摂的・開かれた人工知能ガバナンス体系の構築を推進する²⁹。

執筆担当：李 成慧

²⁹ 本意見第 24 条

II. 今月の中国関連ブログ記事

2026 年 9 月に TMI 総合法律事務所ウェブサイト上でブログ掲載した、中国関連の記事をご紹介します。タイトルをクリックしていただきますと、ブラウザにて該当記事を読むことができますので、本ニュースレターと合わせて、ご参考にしていただけますと幸いです。

中国の人型ロボットの衝撃とフィジカル AI 時代の知財	
掲載日	2026 年 9 月 28 日
概要	近時、中国の AI はデジタル空間の情報を処理・生成するのみならず、ロボット、自動運転車両、ドローンを中心に、物理世界でどう活かすかというフィジカル AI、具身知能（Embodied Intelligence）の時代に向かって突き進んでいます。本稿では、中国のロボット企業である Unitree 社の知財ポートフォリオを中心に、中国におけるフィジカル AI の知財について解説しています。

III. 中国法務の現場より

◆ 上海、病欠期間中の給与支給制度に変化

2026年8月15日、上海市が30年余りにわたって運用してきた病欠期間給与（以下「病欠手当」という。）に関する二つの通達が期限切れにより失効し、当局に延長されなかった。これにより、上海では「継続勤続年数に応じた段階的比例」による病欠手当の計算が強制されなくなり、病欠給付のルールは国家の規定によることになる。

今回の調整の直接原因は、二つの通達の有効期間が切れたことにある。

一つめの「企業従業員の疾病休暇管理の強化及び疾病休暇期間中の生活保障に関する通知」（滬劳保発〔1995〕83号）は1995年に制定され、「継続勤続年数」による等級別の段階的支給体系を確立し、病欠手当及び疾病救済費の基準を定めたもので、人事担当者及び労働仲裁機構、地方裁判所によって30年余りにわたり運用されてきた。二つめの「本市企業従業員の疾病休暇手当又は疾病救済費の最低基準に関する通知」（滬劳保保発〔2000〕14号）は2000年に制定され、病欠給付の下限ルール（最低賃金の80%を下回らない）を補足した。

上記二つの通達は、かつて「一部福祉保障類行政規範性文書の有効期間延長に関する通知」（滬人社規〔2021〕6号）により2026年8月15日まで延長されていた。期限切れ後に延長されなかったため、2026年8月16日以降、両通達は執行根拠として用いられなくなり、上海における勤続年数別の段階的な病欠手当計算基準は強制的に適用されなくなった。

留意すべき点は、今回の調整は病欠手当の計算・支給基準のみを対象とし、医療期制度には及ばないことである。つまり、労働者が疾病に罹患した後の法定医療期の保護はまったく影響を受けない。失効前、上海で執行されていた病欠手当基準は以下のとおりである（滬劳保発〔1995〕83号、滬劳保保発〔2000〕14号に基づく）。

1. 継続休暇6か月以内：病欠手当

継続勤続年数	支給割合（本人の賃金による）
2年未満	60%
2年以上4年未満	70%
4年以上6年未満	80%
6年以上8年未満	90%
8年以上	100%

2. 継続休暇6か月超：疾病救済費

継続勤続年数	支給割合（本人の賃金による）
1年未満	40%
1年以上3年未満	50%
3年以上	60%

同時に、14号通達は下限を設けた。すなわち、病欠手当又は疾病救済費は本市の最低賃金基準の80%を下回ってはならない。この「勤続年数別区分+下限による下支え」という精緻な階層メカ

ニズムは、かつて上海独自の病欠給与体系であり、実際の保障水準は長らく全国の上に位置していた。

旧ルール失効後、病欠手当の支給は次の2つのパターンに分けて処理されることが考えられる。

パターン1：従前の基準で引き続き執行

使用者の労働契約、集団契約又は就業規則に病欠手当の支給方法が定められている場合（例えば、多くの上海企業の従業員就業規則に上記の勤続年数別段階割合が直接記載されている場合）、契約の定め又は規程の定めに従って引き続き支給すべきであり、通達失効を理由に一方的に引き下げることはできない。

例えば、ある事業所の従業員就業規則に「当社勤続8年以上の者は、病欠給付を100%支給する」と定められ、ある従業員の月給が10万元である場合、その病欠給付は依然として10万元で支給すべきである。企業が調整を望む場合は、「労働契約法」第4条に従い、民主的手続を経て就業規則を改定し、公示・告知しなければ、従業員に対して効力を生じない。

パターン2：国家の規定による

使用者の就業規則が上海の従前の規定を自社制度として内面化していない場合、又は手続に従って関連規定を廃止した場合、病欠手当の支給根拠は国家の規定に戻る。すなわち「労働部の『中華人民共和国労働法』の貫徹執行に関する若干問題についての意見」（労部発〔1995〕309号）第59条である。

「労働者が疾病に罹患し、又は労災でない負傷を負って治療を受けている期間において、規定の医療期内に企業が関係規定に従ってその病欠手当又は疾病救済費を支給する。病欠手当又は疾病救済費は現地の最低賃金基準を下回って支給することができるが、最低賃金基準の80%を下回ることができない。」

具体的な数字に換算すると、人力資源・社会保障部公式サイトが2026年1月12日に公布した全国最低賃金基準の状況（2026年1月1日時点）によれば、上海の月額最低賃金基準は2740元/月（全国最高）である。これに基づき、上海の病欠手当の法定下限は2740元×80%＝2192元/月となる。

特段の注意として、上海の最低賃金の執行方法によれば、上海の最低賃金基準には労働者個人が負担する社会保険料及び住宅積立金は含まれない。つまり、使用者が最低賃金の80%（すなわち2192元）で病欠手当を支給する場合、さらに労働者の社会保険・住宅積立金の個人負担分を別途負担しなければならない。従って、労働者が実際に受け取る金額は2192元を下回ることができない、ということに留意する必要がある。

政策の変化に伴い、実務上、以下の内容に留意されたい。

1. 上海の病欠手当「新政策」の具体的な内容は何か

旧ルール失効後、原則として国家规定に従って執行する。医療期内の病欠手当又は疾病救済費は現地の最低賃金基準の80%を下回ってはならない（労部発〔1995〕309号第59条）。労働契約、集団契約又は就業規則に別段の定めがある場合は、その定めに従う。

2. 「新政策」に遡及効はあるか

遡及効はない。2026 年 8 月 15 日（当日を含む）以前の病欠給付は、なお当時は有効であった政策、すなわち従前の勤続年数別段階基準を引き続き適用する。

3. 「新政策」は上海の企業及び従業員に自動的に適用されるか

自動的に適用されない。使用者が以前に 83 号通達を参照して労働契約、集団契約又は就業規則を通じて病欠給付を執行していた場合、政策を改定するまでは、従前の約定、規定又は慣行に従って引き続き執行しなければならない、一方的に引き下げることはいできない。

4. 使用者はどのようにして「新政策」をコンプライアンスに適合させて実施するか

新たな就業規則を制定し、又は従前の制度を改正し、自社の病欠給付の計算・支給方法を明確にする必要がある。制定又は改正の手続は、「労働契約法」第 4 条に厳格に従って「民主的手続」及び「公示・告知手続」を履行しなければならない。同時に、人道的配慮を体现し、計算割合を合理的に設定することが望ましく、すべての従業員の病欠給付を一律に「急落」させて最低賃金の 80% にすることは推奨されない。

5. 上海は今後、新たな病欠政策を打ち出すか

その可能性は排除しないが、短期的には新たな政策の打ち出し計画は見られない。

6. 「最低賃金の 80%」には社会保険及び住宅積立金の個人負担部分が含まれるか

含まれない。上海の最低賃金の執行方法を参照すると、個人の社会保険及び住宅積立金の部分は使用者が別途負担し、労働者が受け取る病欠手当は最低賃金の 80%（現行基準ではすなわち 2192 元/月）を下回ってはならない。

7. 医療期を超えても病欠手当を支払う必要があるか

国家规定によれば、病欠手当は原則として医療期内に支払う。医療期外に疾病により欠勤した場合の給付について、国家レベルの規定は明確でない。上海の多年にわたる判例を参照すれば、医療期満了後に使用者が本来なら労働契約を解除できたにもかかわらず労働関係を維持することを選択した場合は、依然として通常どおり病欠手当を支払う必要がある、と解するのが妥当であろう。

8. 上海の医療期政策に変化はあるか

変化はない。医療期は労働者の当該事業所における勤務年数に応じて設定する。勤務 1 年目は医療期 3 か月、以後 1 年勤務するごとに医療期を 1 か月増加するが、24 か月を超えない。労働能力鑑定委員会により完全に労働能力を喪失したと鑑定されたが、退職・退職手当の条件に該当しない場合は、医療期を延長すべきであり、延長後の医療期は元の医療期と合計して 24 か月を下回ってはならない。

9. 上海はなぜ従前の病欠政策を廃止したのか

理由は二つある。一つめは、上海の従前の病欠給付水準は全国最高であり、実務において「軽い病気を大げさに養生する」「病欠を乱用する」現象が少なくなり、過度に高い病欠給付は雇用コストを著しく押し上げ、他所との差異が甚だしかったことである。二つめは、1953 年の「中華人民共和国労働保険条例」が廃止リストに掲載され、2024 年 5 月 1 日から正式に失効したため、上海病欠政策の「上位法」の根拠が存在しなくなったことである。

執筆担当：喻 永忠

IV. バックナンバー

過去 1 年間の中国最新法令情報のバックナンバーは以下のとおりです。

号数をクリックいただきますとブラウザ上で閲覧ができますので、ご参照ください。

号数	紹介法令/判例	今月の中国関連ブログ記事／ 連載・コラム
2026 年 8 月号	• 国務院による出入国管理に関する規定 • 「インサイダー取引・インサイダー情報漏洩刑事事件に関する司法解釈（2026 年改正）」 • 「大型個人情報処理者個人情報保護規定（意見募集稿）」	• 中国におけるデータ財産権登記制度 • 「ガチ中華」の流行
2026 年 7 月号	• インターネット情報サービス管理弁法（改正案に関する意見募集稿） • 電子商取引法（改正案に関する意見募集稿）	• 【商標】第 5 次中国商標法改正の注目点 • 中国駐在員の一時帰国に際しての注意点
2026 年 6 月号	• 国務院による対外投資に関する規定 • 広告における引証内容に関する法執行指南 • 法定退職年齢超過労働者の基本的権益保障に関する暫定規定	• AI ツール豆包（ドウバオ / Dòubao）が 6 月下旬から有料化
2026 年 5 月号	• 最高人民法院、最高人民検察院による汚職賄賂刑事事件の処理における法律適用の若干問題に関する解釈 • 最高人民法院による知的財産権侵害民事紛争事件の審理における懲罰的損害賠償の適用に関する解釈	• 流砂の歩き方を学ぶ（2）
2026 年 4 月号	• 反外国不当域外管轄条例 • 人工知能擬人化インタラクティブサービス管理暫定弁法	• 「小規模個人情報取扱者の個人情報保護に関する簡略措置規定（意見募集稿）」の公表と実務上の留意点 • 中国の人型ロボットの衝撃と変化する法務対応
2026 年 3 月号	• 営業秘密保護規定 • インターネットプラットフォームに関する独占禁止コンプライアンス指針	• 厳しい時代にこそ明るい展望を目指して
2026 年 2 月号	• インターネットアプリケーションにおける個人情報の収集及び使用に関する規定（意見募集稿） • 自動車データの越境移転に関するセキュリティガイドライン（2026 年版）	• EU が中国の禁訴令を WTO 提訴している事案の進展（MPIA による上訴仲裁判断） • 【緊急解説】中国による日本企業の輸出管理規制リストへの追加と実務対応 • 中国ビジネス、風を読む

号数	紹介法令/判例	今月の中国関連ブログ記事/ 連載・コラム
<u>2026 年 1 月号</u>	- 外商投資奨励産業目録（2025 年版） - 対外貿易法（2025 年改正）	- 商標法の改正案について - 中国のビジネス環境は改善している
<u>2025 年 12 月号</u>	- 広告引証内容執行ガイドライン（意見募集稿） - 自動車業界価格行為コンプライアンスガイドライン（意見募集稿）	【TMI 拠点紹介ブログ Vol.3】日本企業及び中国企業の双方にとって、相談しやすい窓口へー上海オフィスー - 日中関係のビジネス現場における直近の動向
<u>2025 年 11 月号</u>	- 個人情報越境移転認証弁法 - サイバーセキュリティ法（改正法） - 電子商取引プラットフォームによる商標侵害事件の調査協力に関する規定（意見募集稿）	中国企業の海外進出動向
<u>2025 年 10 月号</u>	- 企業が競争避止義務を実施するためのコンプライアンスガイドランス - サイバーセキュリティ事件報告管理弁法 - 電子印章管理弁法	中国データ実務におけるセンシティブ個人情報への関心の高まり
<u>2025 年 9 月号</u>	- 会社登記強制抹消制度実施弁法 - 仲裁法（2025 年改正） - 企業破産法改正案（意見募集稿）	中国商標審査の最新状況

編集・発行

TMI 総合法律事務所

発行日

2026 年 9 月 30 日

TMI 総合法律事務所中国プラクティスグループ

東京オフィス

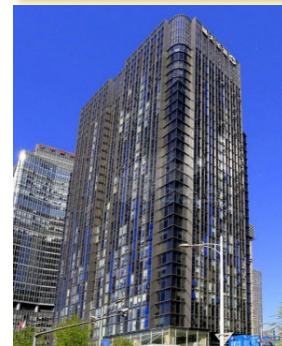
〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1
六本木ヒルズ森タワー23 階
TEL: +81-(0)3-6438-5511
E-mail: chinalaw@tmi.gr.jp

上海オフィス

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号
淮海国際広場 2605 室
TEL: +86-(0)21-5465-2233
E-mail: shanghai@tmi.gr.jp

北京オフィス

〒100020 北京市朝陽区東三環中路 9 号
富爾大廈 3204 室
TEL: +86-(0)10-8595-1435
E-mail: beijing@tmi.gr.jp



TMI 総合法律事務所拠点一覧



オフィス

東京/名古屋/大阪/京都/神戸/広島/福岡/上海/北京/ヤンゴン/シンガポール/ホーチミン/ハノイ/
プノンペン/バンコク/シリコンバレー/ロンドン/パリ/ブリュッセル/シドニー/ジャカルタ/クアラ
 Lumpur※

現地デスク

フィリピン/ブラジル/メキシコ/ケニア

※ジャカルタ及びクアラ Lumpur は現地法律事務所との提携による